

過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十号

過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域における県税の課税免除に

関する条例施行規則を廃止する規則

過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則（平成十二年広島県規則第百十四号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域における県税の課税免除に関する条例の失効後の経過措置を定める規則（令和三年広島県規則第四十九号）第二条の規定により、令和三年四月一日以後もなおその効力を有するものとされる過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域における県税の課税免除に関する条例（平成十二年広島県条例第三十一号）第一条の規定による課税免除については、この規則による廃止前の過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧規則別記様式第一号から別記様式第四号までの様式中「**㊦**」とあるのは「**㊧**」とする。